

[埼玉県ふるさと認証食品]

焼酎の認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された農産物を使用して製造された焼酎に適用する。

第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
焼酎	酒税法(昭和28年法律第6号)に定める第3条10号(単式蒸留しょうちゅう)に適合しているものをいう。

第3条 品質及び品質表示

焼酎の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品 質	性状	色沢及び香味が良好であり、かつ異味異臭がないこと。	
	原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 埼玉県内で生産された農産物 2 米こうじ又は麦こうじ 3 埼玉県米で製造された酒かす
		食品添加物	使用していないこと。
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示内容に適合していること。	

